

一宮学園自立支援はじめのいっぽ後援会 会則

(名称)

第1条 本会は、一宮学園自立支援はじめのいっぽ後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県長生郡一宮町一宮389一宮学園内に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会福祉法人児童愛護会が運営する児童養護施設一宮学園に在園する子どもおよび一宮学園を退園した子どもの自立支援を後援することを目的とする。

2 本会は営利を目的としない。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 深刻な経済的事情を抱える子どもに支援金を給付する活動。
- (2) 金銭提供以外の自立を支援するための事業。
- (3) 会報の発行、イベントの開催等社会に対する啓もう活動。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 会員は本会の目的に賛同し、運営会議で入会を承認された個人とする。

2 本会に入会を申し込む時は所定の入会申込書に必要事項を記入し提出する。

(会費)

第6条 会員は、会費を納めなければならない。会費は年5,000円とする。

2 既納の会費はこれを返却しない。

(守秘義務)

第7条 会員は本会での活動において直接、または間接に知り得た一宮学園に在園、あるいは退園した子どもの氏名、住所、電話番号、画像、およびその他の個人情報を本会の活動目的以外に使用もしくは他人に開示してはならない。また一般に公開される本会の広報活動等においても子どもの氏名を伏せる、人物を特定できる画像を用いない、などの配慮により個人情報の保護に努めなければならない。

2 1項の義務は会員が本会を退会あるいは除名された後も無期限に課される。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会員が死亡した時は退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、全体会議の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この会則、または本会における取り決め事項に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 0～1名

会 計 2名

監 事 1～2名

事務局長 1名

(役員を選出)

第11条 役員は全体会議において会員の中から選出する。

2 監事以外の役員は兼務することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員任務)

第13条 役員は次の任務を行う。

(1) 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務を行えないときはその職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計を担う。

(4) 監事は本会の会計内容や役員業務執行状況を監査する。

(5) 事務局長は本会の事務を取りまとめる。

(役員解任)

第14条 役員は全体会議の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第15条 会員および役員は、無報酬とする。

(会議)

第16条 本会の会議は、全体会議、運営会議、個別会議、とする。

2 全体会議は、毎年1回以上開催し、全会員が出席して次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員任免に関すること。
- (5) 解散および残余財産の帰属に関すること。
- (6) その他必要事項。

3 全体会議は、会員の過半数の出席で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を要する。ただし役員解任、会員除名、会の解散および残余財産の帰属については出席者の3分の2の賛成を要する。

4 運営会議は原則として毎月1回開催し、役員、会長が指名する運営委員、および会長が必要と認めるゲストメンバーが出席して次の事項を審議する。

- (1) 会員の入退会に関すること。
- (2) 事業の具体的計画と進行状況について。
- (3) 支援金給付の状況について。
- (4) その他、会の運営に関する事項。

5 運営会議における審議および議決はやむを得ない場合は電子メール等の通信媒体を介した会議で代用することができる。

6 個別会議は個別の事業ごとに必要に応じて開催し、その事業に参加する会員が出席して事業実行の詳細を打ち合わせる。

(議事録)

第17条 各会議の議事については議事録を作成し保管する。

(会計)

第18条 本会の経費は、会費・寄付金・助成金・その他の収入をもってあてる。

第19条 経費のうち旅費交通費の支出の手続きについては別途定める規定に従う。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第 21 条 本会の事業計画及び収支予算は年度毎に事務局が原案をとりまとめ、全体会議で承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 22 条 本会の事業報告及び決算は毎事業年度終了後、事務局が原案をとりまとめ、全体会議で承認を得なければならない。

(寄付金の受け入れ)

第 23 条 本会は本会の目的に賛同する個人及び法人から寄付金を受け入れることができる。

- 2 寄付金は本会予算に繰入れ、子どもの自立支援のために費消されるが具体的な用途については寄付者の意向を尊重する。
- 3 寄付者に対しては適切な形で謝意を伝えるとともに会報の配布等により活動の報告を行う。

(支援金の給付)

第 24 条 支援金給付の可否、金額、条件等は運営会議で審議し決定する。ただし緊急の場合は会長、もしくは会長に代行を委託された他の役員が決定し、後日運営会議においてその経過を報告する。

2 支援金給付の対象とする事案

- (1) 盗難、傷病、災害、失職等、やむを得ないと考えられる原因により緊急に資金を必要としていて本人の自力による経済的対応が困難な場合。
- (2) 資格取得や能力向上のための就学資金を必要としていて学習に対する本人の堅固な意志が認められる場合。

- 3 支援金給付に先立って原則として給付対象者、役員 1 名以上を含む複数名の会員、及び寄添い人による面談を実施し、生活状況や給付の必要性を確認するとともに金額および給付の目的が記載された同意書を 3 通作成し給付対象者、寄添い人、および本会の代表者が記名捺印し、それぞれが 1 通ずつ保管する。

寄添い人には給付対象者の在園時の生活状況や人柄を理解する一宮学園の職員に就任を依頼し、面談に加わっていただく他、給付の後も給付対象者とのコミュニケーションの仲介等の支援をしていただく。

- 4 給付については金額、対象者の氏名、連絡先、およびその処置に至った事情等を記録した台帳を作成し、以降の支援の参考とする。

(解散)

第 25 条 本会は全体会議の議決により解散することができる。

(残余財産)

第 26 条 本会が解散する時の残余財産の帰属は全体会議での議決により決定する。

(補則)

第 27 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は運営会議で決定する。

(附則)

1. 本会は 2012 年 1 月 18 日に設立された。
2. 本会則は 2012 年 11 月 18 日から適用する。
3. 本会則の変更は 2017 年 5 月 13 日から適用する。
4. 本会則の変更は 2019 年 6 月 15 日から適用する。